

教育実習依頼条件の適用除外願書の提出期限について

大学院生として教育実習を行う場合には、在学生と同様に教育実習の依頼条件が適用されますが、本人からの申請がなされ、特段の理由があると認められた場合には依頼条件の適用が除外されます(詳細は下記参照)。

教育実習依頼条件の適用除外願書の提出期限は下記のとおりとします。

教育実習依頼条件の適用除外願書の提出期限:4月10日
(但し10日が事務室閉室日の場合は前開室日まで)

依頼条件の適用除外を希望する場合は、「教育実習依頼条件の適用除外願書」(所定様式)を両校地いずれかの免許資格課程センター事務室で受け取ってください。

【参考】

<教育実習の依頼条件> (一部抜粋・詳細は『免許・資格関係履修要項』で確認のこと)

教育実習を依頼するためには、教育実習を実習校に依頼する前年度末までに下記の条件を満たさなければなりません。

- ① 課程登録票を提出していること。
- ② 以下の科目の中から3科目6単位以上修得していること。

教 職 概 論	2単位
教 育 原 理	2単位
発達と学習の心理学	2単位
人 権 教 育 論	2単位
実習予定教科の教科教育法	2単位

※教科教育法については履修要項を参照

- ③ 麻疹の免疫の有無確認に関する説明会に出席し、麻疹の免疫を有することを確認できる書類を提出していること。
- ④ 「教育実習希望者説明会」に出席し、レポートを提出していること。

※大学院生については、すでに「教育の基礎的理解に関する科目(B欄)」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目(C欄)」または「教科及び教科の指導法に関する科目(F欄)」(教職に関する科目または教科に関する科目)を相当程度履修している学生に限り、指導教員(指導教員が定められていない研究科・専攻に所属する場合は、大学院研究科専攻教務主任)の推薦が得られ、各学部・研究科選出の教職課程委員会委員の面接を経て、免許資格課程センター所長、教職課程委員会主事および当該学部・研究科選出の教職課程委員会委員の合議により、特段の理由が認められた場合には上記の条件を適用しない。

実習依頼の条件適用の除外を希望する学生は、所定の願書を期日までに提出するものとする。